

電波のルールを
守りましょう

総務省では6月1日(月)から10日(水)までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化します。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送携帯電話等の身近なものから警察・消防・救急用無線等の人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょ。

●問い合わせ先

- 関東総合通信局
 - 不法無線局による混信・妨害
 - テレビ・ラジオの受信障害
 - 地上デジタル放送の受信相談
- 03 6238 1939
03 6238 1945
03 6238 1944

「絶対に儲かります」「利益は確実です」

将来における変動が不確実なものにも関わらず確実であると誤認させる先物取引。業者の説明を、しっかり聞いてください。

わたしたち消費者は、契約をする際に業者から十分な説明を受けなくてはなりません。受ける必要があります。

「先物取引」とは何か？ 利潤の変動が不確実とは何か？ 変動の程度の度合いは？ 損失の程度はどのあたりか？との説明を受けましょ。

説明をきちんと求めない結果、多額な金額を業者に預けて儲かるどころか大きい損失を被ってしまう結果に陥ってしまいます。業者の話をして信用してはいけません。契約をする前に、周囲に相談ましょ。相談です。あなたの対応一つで悪質な業者による被害が少なくも多くもなるのです。必ず、周囲に相談ましょ。

下野市消費生活センター（下野市役所国分寺庁舎2階 生活安全課内）

専用ダイヤル (44) 4883

- 相談可能日 月曜～金曜（土日・祝日及び年末年始を除く）
- 受付時間 午前9時から午後4時（正午から午後1時を除く）

多重債務相談：受付しています。不安な日々の生活から一歩ふみだしてみましょ。

なお、栃木県消費生活センターでは土曜日に電話相談のみ相談可能です。

- 受付時間 午前9時から午後4時

子どもが急な病気やケガのときは・・・
まずは「かかりつけ医」を！

下野市・小山市・野木町・上三川町では、(社)小山地区医師会の協力のもと、小児救急医療対策事業を実施しています。

- 診療日 平日(祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)
- 受付時間 午後6時～7時30分
- 診療時間 午後6時～診療完了まで
- 医療機関 (曜日固定制)

	医療機関	所在地	電話
月	浅井こどもクリニック	小山市西城南4-4-4	28-3002
	やの小児科医院	上三川町3446-3	56-0280
火	おおきこどもクリニック	小山市美しが丘3-35-3	41-0025
	宮澤クリニック	下野市柴291-2	44-3309
水	小山厚生病院	小山市八幡町2-10-6	22-1105
	グリムこどもクリニック	下野市下古山619-1	51-1515
木	大久保こどもクリニック	小山市城東6-10-1	20-0010
	菊池クリニック	野木町野渡245-2	0280-57-2510
金	森岡内科小児科医院	小山市乙女1-28-1	45-7002
	おかべこどもクリニック	下野市緑5-17-12	40-7300

受診時は、事前に電話で確認してください。

児童手当の現況届

児童手当を受給している方は、毎年6月1日現在の状況をお住まいの市町村に届けることになっています(対象者の方には現況届をお送りします)。届出をしないと、6月以降の手当てが受けられなくなりますのでご注意ください。なお、郵送でも受付しますので同封の返信用封筒をご利用ください。

- 必要なもの
 - ・印鑑 ・現況届 ・国民年金以外の年金加入者の方は健康保険証のコピー
 - ・平成21年1月2日以降に転入された方は、平成21年度(20年中所得)の児童手当用所得証明書(平成21年1月1日にお住まいの市区町村役場で取得)
 - ・児童と別居している受給者は、監護・生計同一申立書と児童の世帯全員の住民票(市内別居の場合は、住民票は不要)
- 受付場所
 - 石橋庁舎：児童福祉課 国分寺庁舎：市民課窓口
 - 南河内庁舎：市民課窓口
- 提出期限 6月30日(火)
- 問い合わせ
 - 〒329-0594 下野市石橋552-4
 - 児童福祉課 子育て支援グループ 52-1114